

三重県人権教育基本方針 改定案(中間案)に対する意見募集でいただいたご意見への県の考え方と対応

対応区分 ①反映する 意見や提案内容を最終案に反映させていただくもの。
 ②反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの。
 ③参考にする 意見や提案内容を今後の取組の参考にさせていただくもの。
 ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
 ⑤その他(①～④に該当しないもの)

事項 ※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
I 基本的な考え方 (p1 5行め)	人権教育の定義について「～研修及び情報」のあとに「である」を追記した方がよい。	1	③	ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
I 基本的な考え方 (p1 10、11行め)	差別解消条例にふれて、「積極的推進について定めている」との記述があるが、定めていることだけでなく取組を継続して行くことまで記述するべきではないか。	1	②	人権教育の推進に関する国際的な潮流や国内、県内における法令の整備等の状況を説明しており、これらに基づいて取組を進めていくことについては、最終段落に記述しています。
I 基本的な考え方 (p1 15行め)	同和教育の理念や成果を重要な柱とする・・・という文言が踏襲されていてよいと思います。	1	②	ご意見、ありがとうございます。
I 基本的な考え方 (p1 16行め)	差別の現実から学ぶという考えでよいと思います。	1	②	ご意見、ありがとうございます。
I 基本的な考え方 (p1 17行め)	単なる心がけだけではなくそれらを解決し、社会を変えていく具体的な行動につなぐことをめざしてきた、とあるが、解決をしていくための具体的な行動をしていくことが社会を変容させることにつながるの、「社会を変えていく」という文言はなくてよいのではないかと。	1	④	差別を解消するためのこれまでの取組が社会を変える実践行動できる力の育成をめざしてきたことや、実際の行動によって社会を変えてきた事実は、これからも受け継ぐべき理念や成果であるため、「社会を変えていく」は維持したまま、差別のない社会をつくっていくという意図をわかりやすくするため、「それらを解決し」を追記しています。

事項 ※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
I 基本的な考え方 (p1 17行め)	「単なる心がけだけではなくそれらを解決し、…」とあるが、「それら」を「身近にあるそれらの問題」とし、人権問題を一人ひとりにとって身近なものとしてとらえることにつなげていくための記述を求める。	1	③	人権問題を一人ひとりに関係のあるもの、自分の身近なものにとらえることは大切です。ご意見の意図をふまえ、人権教育の取組が差別の解消に資するものとなるよう、説明に努めます。
I 基本的な考え方 (p1 17行め)	単なる心がけだけではなくそれらを解決し…とあるが、解決に向けた行動について、もう少し具体的な記述が必要ではないか。	1	③	具体的な取組については、本方針の方向性に沿った推進内容等を示す資料で提示できるよう検討します。
I 基本的な考え方 (p1 18、19行め)	「偏見や差別によって一人ひとりが抱えさせられている課題や悩みから出発して」について、主旨は理解できるが、「抱えている」のほうがりわかりやすい。「偏見や差別によって生じた一人ひとりが抱えている課題や悩みから出発して」と「生じて」を入れてはどうか。	1	③	ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
I 基本的な考え方 (p1 22行め)	誰も人権侵害の被害者になりうることから、「差別を受ける当事者」を「人権侵害を被っている人々」と修正するのは良いと思う。	1	②	ご意見、ありがとうございます。
I 基本的な考え方 (p1 22、23行め)	「人権侵害を被っている人々の意見や思いを聴き、その視点に立って考えることが必要」という箇所に関心である。人権侵害を被っている人々は、意見や思いを伝える場、表現する場がなかったり、誰に相談したらよいかかわらなかつたりすると考えられる。一方で、周りの人は、その方々の意見や思いをどのような機会に聴けるのかがわかりにくいと思う。誰も人権侵害を被っている人々の意見や思いを知れるよう、教育委員会を中心に、企業などとも連携して、会社や学校などで活用できる教材の作成と使用、県政だよりや自治体の回覧などにコーナーを設けていただくなどをしたい。	1	③	2021年度に実施した「人権問題に関する教職員意識調査」では、約半数の教職員が、被差別当事者との出会いが差別や偏見について深く考える契機となったと回答しており、子どもや保護者を含む被差別当事者との出会いは教職員の人権意識や指導力を高める重要な要因となっています。本県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」のもと、人権教育や人権啓発のさまざまな取組を実施しており、それらの中には被差別当事者やその支援者の方が講師を務められるものもあることから、引き続き学校へのこうした取組を充実させていきます。
I 基本的な考え方 (p1 23行め)	「…その視点に立って考えることが必要」とあるが、考え、行動することまで記述したほうが良い。	1	④	人権教育を推進するうえで学校や学級が安心して過ごせる場とならなければなりません。そのためには、一人ひとりが人権侵害を被っている人の側に立って集団の課題や人権問題について考える必要があります。当然ながら、その解決に向けた取組や行動が必要となりますが、ここでは人権が大切にされる環境をつくるための前提としての考え方を示しています。

事項 ※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
I 基本的な考え方 (p1 23、24行め)	4月の「こども家庭庁」の発足や「こども基本法」の施行、6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画などをふまえ、L23～L24の「子どもの権利・・・」の文にくわえ、「子どもの権利利益の擁護」「子どもの意見表明」など、さらにふみこんだ表現とすることを検討されたい。	13	①	ご意見をふまえ、子どもの権利について具体的な内容を示すよう修正します。
I 基本的な考え方 (p1 24行め)	「教育関係者自身が」は「教育関係者自身は」の方がよい。	1	③	ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
I 基本的な考え方 (p1 24行め)	教職員の多忙化が取りざたされる中で、教育関係者自身が「多様な人々との出会いを通じて確かな人権感覚を身につける」とすることで負担増となることが懸念される。人権感覚を身につけることは教職員の責任ではないと思うので、教育委員会などが環境を整えるなどの加筆をした方がよいのではないかと。	1	④	教職員には絶えず研究や修養に努め、日常的に自己研鑽を積む態度が求められます。2021年度に実施した教職員意識調査で、人権問題の解決に熱心に取り組む人や被差別当事者の人との出会いが多くの教職員にとって差別や人権について深く考える契機となっていることから、人権感覚を高めるうえで、多様な人々との出会いが重要であることを示しています。
I 基本的な考え方 (p1 30行め)	「協働して公の取組を進めていく…」との記述について、県や市町に協力して、市民が「公に資することを」というような誤解を招くのではないかと。県や市町といった公的な存在は(国と同様に)人権に関しては責務の保持者(duty-bearer)であり、市民社会組織と同列にすることには違和感がある。市民は権利の保持者(rights-holders)である。市民社会は、責務の保持者に対して人権の実現を求め、モニタリングする立場にある。	1	④	「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」では、人権が尊重される社会を実現するための施策について、県の責務だけでなく県民の責務も規定していることもふまえ、一人ひとりが差別をなくす当事者として学校・家庭・地域総がかりで人権教育を推進していくことの必要性を示しています。
I 基本的な考え方 (p1 31行め)	「個々の取組を着実に進め、充実させていく…」について、「個々の取組を着実に進めるとともに、その内容を充実させていく…」としてはどうか。	1	③	ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
I 基本的な考え方 (p1 36、37行め)	「…国際条約、日本国憲法や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育・啓発に関する基本計画」、差別を解消するための条例などに基づき…」について、国際人権諸条約が、裁判で直接適用されないとか、いろいろな問題はあるにせよ、順番としては、憲法、国際人権条約、法律、条例という順番に記すべきである。また、人権教育・啓発の根拠となる法を列挙しているとみられる部分には、この間に施行された差別解消三法を加えるべきである。	1	①	ご意見をふまえ、日本国憲法を筆頭に記述するよう、修正します。なお、個別的人権問題に関わる法律や子ども施策に関する法律等については、「差別を解消するための法律や条例など」に含めています。

事項 ※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
I 基本的な考え方 (p1 34～38行め)	一文が長いので、短くした方がよい。	1	③	ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
I 基本的な考え方	「こども大綱」に関する中間整理案も示されたところであるので、「こども家庭庁」の発足や「こども基本法」の施行など、子どもの人権について少なからず関連のある国の情勢について、加筆すべきではないか。	7	③	子どもの人権に関わる国の動向等については、本方針の方向性に沿った推進内容等を示す資料で提示できるよう検討します。なお、「こども基本法」については、「その他の差別を解消するための法律や条例など」の「など」に含むものと考えています。
I 基本的な考え方	国連の人権理事会「ビジネスと人権」作業部会は訪日調査の声明で、リスクにさらされている人たちとして「女性」「LGBTQI+」「障がい者」「先住民族」「部落」「労働組合」を取り上げ指摘した。特に部落問題については「オンライン上を含むヘイトスピーチや面接を含めた職場差別のパターンがあることも判明した」とし、差別解消に向けた取組事例も併記した。このような現状についても記述し、差別解消に向けて国際社会に発信できるような取組を進めていくことへの確固たる決意を表明できないか。	1	③	国内外で「ビジネスと人権」に注目があつまっており、企業による人権デュー・ディリジェンスの実施は、人権が尊重される社会の実現に向けて社会全体で取り組むことが国際的スタンダードであることを示しています。「ビジネスと人権」に関する取組はさまざまな個別の人権問題と関連があることから、本方針の方向性に沿った推進内容等を示す資料で提示できるよう検討します。
II 人権教育の目的 (p2 40行め)	「人権教育は…すべての教育の中で行われるもの」と記載されているように、さまざまな教育の中の一つではなく、全ての教育の基盤であるという認識が必要である。	1	②	人権教育は「生きる力」を育む教育活動の基盤として教育活動全体を通じて推進することが大切です。三重県人権教育基本方針の改定およびその周知の機会が、教育関係者があらためてそのことを確認することにつながるよう取り組みます。
II 人権教育の目的 (p2 41、42行め)	「自己実現に向けて未来を切り拓き、…」は、「すべての子どもの学力・進路を保障する取組」に表記を統一して具体的に明記した方がよい。	1	④	人権教育の目的には、子どもたちのめざす姿を記述しており、学力・進路を保障する取組はそのための取組の一つとして示しています。
II 人権教育の目的 (p2 44行め)	自尊心を高めるといふ文言は、学校現場にとって、わかりやすく感じます。	1	②	ご意見、ありがとうございます。

事項 ※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
Ⅱ 人権教育の目的 (p2 44行め)	学校給食では食物アレルギーや宗教上食べることができない、また摂食に配慮が必要な子どもたちに対して、一人ひとりを大切にするという考えのもと、個別対応を行っている。子どもたちは自分や友達が大切にされていると実感する中で自己や他者を尊重しようとする感覚や意識が芽生えていると感じる。そのような観点から、「自尊感情を高め、他者の価値を尊重する意識を育む」という記載に賛成する。	1	②	一人ひとりの子どもを権利の主体ととらえ、それぞれの事情や教育的ニーズに応じた配慮や支援を行うことは、子どもたちが自分や他者の大切さが認められていると実感し、自他の存在を尊重しようとする態度や意欲を身につけていくことにつながります。今後もさまざまな環境のもとにある子どもたちが自尊感情を高め、他者を尊重する意識をもつためには、こうした環境を基盤に、自己についての肯定的態度や多様性を尊重する意識等を育む教育活動に取り組みます。
Ⅱ 人権教育の目的 (p2 44行め)	自分は大切にされている、自分には良いところがあると感じられる子どもは自分も周囲の人も大事にしようとする気持ちが育ちやすいと思うので、目標の1つめの内容は良いと思う。	1	②	さまざまな環境のもとにある子どもたちが自尊感情を高め、他者を尊重する意識をもつためには、自己についての肯定的態度や多様性を尊重する意識等を育む教育活動に取り組みます。
Ⅱ 人権教育の目的 (p2 46～48行め)	人権についての学習によって身につける知識として、人間が生まれながらに、誰もが有している「具体的な権利」・基準がある、ということをも明記してほしい。特に日本では「人権＝思いやり」のような、抽象的な価値との混同がはなはだしく、権利を具体的に知る、学ぶ取組は低調である。単に人権問題の解決に必要な知識、と書くだけでなく、普遍的な人権の概念、自分・他者が有する(すべての人が有している)権利についての知識、と記してほしい。	1	①	ご意見をふまえ、「人権の普遍的な価値や自分自身が有する権利」に修正します。
Ⅱ 人権教育の目的 (p2 47、48行め)	「正しい知識」から「さまざまな人権問題の解決に必要な知識」となっているが、インターネット上にまちがった内容が散見する昨今なので、「正しい」という言葉が必要ではないか。	1	③	インターネットによる人権侵害については、さまざまな個別的な人権問題においても深刻な課題であるため、ネットリテラシーに関する取組の方向を具体的に示せるよう、資料の作成を検討します。
Ⅱ 人権教育の目的 (p2 44～49行め)	3つの目標のうち、2つは「育む」「育てる」であることから、「深める」となっている目標は「促す」の方がよい。	1	①	一人ひとりが自己実現に向けて未来を切り拓き、人権文化を構築する主体者となるためには、自分自身が自主的、主体的に学び人権尊重の精神を涵養していくことが重要であることから、ご意見をふまえ、3つめの目標の文末を修正します。
Ⅱ 人権教育の目的 (p2 50～51行め)	もう少し読みやすい表現にした方がよい。	1	③	ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。

事項 ※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組 (p2 52～59行め)	自分自身、それぞれの人権問題を自分の課題ととらえられていないところもあるため、個別の問題について、常に意識したいと思う。	1	⑤	ご意見、ありがとうございます。
Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組 (p2 52～61行め)	教育関係者の取組のところに、「さまざまな人権問題が現在の社会の中に厳存している…」とあるので、52～61行めの文言は111行めの「教育関係者の取組」のところに記述した方がよい。	1	③	ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組 (p2 56行め)	「部落問題」と表記した場合、部落そのもの、その地域に住んでいる人達に問題があるような誤解を与えかねないため、「部落差別、障害者、外国人、子ども、女性の人権に係わる…」としたほうがのぞましいのではないか。	1	④	「部落問題」とは、特定地域の出身等を理由とする差別行為だけでなく、偏見や差別意識、インターネット上にみられる差別をあおる情報などによって不安を抱えて生活することを余儀なくされているという問題を含めています。ご指摘のような誤解を生むことのないよう、いただいたご意見を内容の説明を行う際の参考とします。
Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組 (p2 56行め)	「女性の人権」は、性の多様性に関心が集まる中、意味を取り違えられる可能性があるのではないかと思うので、別の表現に変えた方がよいのではないか。	1	④	個別的な人権問題の表記については、「人権教育・啓発に関する基本計画」や「三重県人権施策基本方針」が示す個別的な人権問題を参考としています。
Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組 (p2 56～59行め)	外国人差別に繋がる点で、ロシアによるウクライナ侵攻が現在注目される事象としてあげられる。個人的に、最も犯してはならない人権侵害は戦争だと感じます。主な人権問題に、戦争という文言を加えることについて検討してほしい。	1	④	世界では人々の人権や命を脅かす戦争や紛争が発生しており、子どもたちに平和を希求する態度を育むことは重要ですが、個別的な人権問題の内容については「人権教育・啓発に関する基本計画」や「三重県人権施策基本方針」が示す人権問題をふまえて位置づけています。
Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組 (p2 56～59行め)	主な人権問題が具体的に記されており、わかりやすいです。	1	②	ご意見、ありがとうございます。

事項 ※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組 (p2 56～59行め)	日本の性教育には、いわゆる「はどめ規定」があり、世界からみると大きく遅れていると言われている。このような状況が子どものいじめや不登校、自死の要因の一つになっているのではないかと。小学校以前から発達段階に応じて多様性を認め合う価値を教えること、中学校では性的指向・性自認について学び、人権尊重の姿勢を養うことが差別やいじめを防ぐことにつながるのではないかと考える。「状況に応じ必要な教育に取り組む」と書かれているが、具体的な活動につなげられるような方針としてほしい。	1	③	個別的な人権問題については、新型コロナウイルス感染症をめぐる人権侵害のように新たに発生することや社会情勢に応じて状況が変化する場合があることを想定しておく必要があります。性加害・被害の問題や性の多様性に関わる課題についても、社会情勢の変化を的確にとらえ、必要な教育が実施されるよう指導や支援を行っていきます。
Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組 (p2 57行め)	個別的な人権問題を列記している「～保護観察中の人等…」の「等」に含まれるのかもしれないが、その人たちを支える家族についても明記することが大切ではないか。	1	②	保護観察中の人等の「等」は、障がい者から保護観察中の人までを受けて、「沖縄の人びと」「奄美の人びと」「ユニークフェイスの人」「被爆者やその子孫の人びと」など、それら以外の人の人権に係る問題があることを意図しています。列記している人権に係る問題にはその当事者だけでなく家族や関係する人が抱えさせられている問題もあると認識しており、そうしたことについては、本方針の方向性に沿った推進内容等を示す資料で提示できるよう検討します。
Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組 (p2 60、61行め)	「社会の動向等により新たに生じる人権問題…」のところを、わかりやすく「新型コロナウイルス感染症等に関わって発生した人権に関わる問題…」というように具体的に記述してはどうか。	2	④	新型コロナウイルス感染症を巡ってさまざまな人権侵害が発生したことをこれからの取組を推進していくうえでの教訓とし、今後の留意すべきこととして追記しています。
Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組 (p2 60、61行め)	社会の動向、教育現場の実態によって必要な取組が変わってくるので、新たに生じる人権問題に対する取組について追記することは意味のあることだと感じる。	1	②	ご意見、ありがとうございます。
Ⅳ 人権教育推進方策 (p3 62～110行め)	一人ひとりの存在をお互いに認め合い尊重しあう心を誰もが持ち合えば「自分はここに居てもいいんだ」といった安心につながる。ぜひ現場でそういった活動づくりが安心して取り組めるようお願いしたい。	1	③	今後も学校において子どもたちが自らの権利を理解し、互いの人権を尊重し合える関係づくりが進められるよう、必要な施策に取り組みます。
Ⅳ 人権教育推進方策 (p3 63～87行め)	「人権感覚あふれる学校づくりを進めるうえで、教職員の人権感覚の向上も大変重要である。教職員は常に自分の言動が子どもに与える影響を自覚し、他の教職員と連携しながらさまざまな視点で子どもの姿をとらえて取組を進めていく必要がある。	1	③	ご意見を今後の取組の参考とします。

事項 ※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
IV 人権教育推進方策 (p3 65行め)	「行動ができる力を育むため、」以降に「インクルーシブな学校づくりについての考え方をふまえ、」を加筆するなど、インクルージョンの視点についても明記することを求める。	16	①	ご意見をふまえ、学校の多様性や包摂性を高めることの必要性について、1の(1)に記述します。
IV 人権教育推進方策 (p3 66行め)	「その他さまざまな取組」が追記されているが、抽象的な表記にせず、「総合的な学習の時間や総合的な探究の時間の取組など」と示し、拡大解釈や誤解を防いでほしい。	1	④	「総合的な学習の時間や総合的な探究の時間」については、教科等指導に含まれます。「その他さまざまな取組」としては、人権サークルなどの子どもたちの自主的な活動、給食指導における配慮など、教育活動全体で行うさまざまな取組を想定しています。ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
IV 人権教育推進方策 (p3 66～67行め)	学校給食では食物アレルギーや宗教上食べることができない、また摂食に配慮が必要な子どもたちに対して、一人ひとりを大切にするという考えのもと、個別対応を行っている。こうした取組の一つひとつの積み重ねによって子どもたちは自己や他者を尊重しようとする感覚を身につけていくと感じている。「その他さまざまな取組みなど、教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくる」という記載に賛成する。	1	②	ご意見、ありがとうございます。
IV 人権教育推進方策 (p3 69行め)	教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心に据えてすべての子どもの進路を保障するよう取り組むことは大切であり同意する。現実には、経済的・社会的な事情は子どもたち自身の行動力や実践力のみでは解決できない多くのことを含んでいることから、県教育委員会として関係機関等との連携をさらに進めるための取組を期待する。	1	③	ご意見を今後の取組の参考とします。
IV 人権教育推進方策 (p3 73行め)	「子どもが、偏見や差別が存在する社会に生きる一人であることを自覚し…」とあるが、「子どもが、社会に偏見や差別が存在することを認識し…」とした方がわかりやすいのではないか。	1	④	子どもたちが社会に存在する問題を自分事ととらえ、状況を変えようとする主体者意識を持ち、差別のない、人権が尊重される社会の創り手となれるような学習活動を推進していくため、「偏見や差別が存在する社会に生きる一人であることを自覚」することを追記しています。ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。

事項 ※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
IV 人権教育推進方策 (p3 73、74行め)	現行の「未来を切り拓き実践力を身に付けられるよう」から、「未来を切り拓く実践力を身につけられるよう」に変更した理由は何か。	1	⑤	現行の人権教育基本方針の内容の記載間違いです。現行の方針においても、「未来を切り拓く実践力」としており、変更はありません。申し訳ありませんでした。
IV 人権教育推進方策 (p3 74行め)	「～を変えようとする行動力や、未来を切り拓く…身につけられるよう学習活動を～」について、「～を変えようとする行動力や未来を切り拓く…身につけられるよう、学習活動を～」と読点の位置を変えた方がよい。	1	①	ご意見をふまえ、修正します。
IV 人権教育推進方策 (p3 78行め)	「身のまわりにある差別やいじめなど…」と修正案が示されているが、現行の「子どもの生活の中にある」の方が、差別やいじめの存在を近くに感じられ、自分事ととらえられる表現だと思うので、修正しなくてよいのではないか。	1	④	現行方針の「子どもの生活の中にある差別やいじめ」とは、学校生活や人間関係の中にある差別やいじめを想定していますが、その意図をわかりやすくするため修正しています。ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
IV 人権教育推進方策 (p3 81～85行め)	81行めに「総合的・系統的」とあり、84行めでは「系統的・日常的」とあるが、統一した方がよい。	1	④	地域ぐるみの体制で人権教育を推進することを含め81行めでは「総合的」という文言を使用し、84行めの「系統的・日常的」では学校における日々の教育活動における取組のあり方を示しています。
IV 人権教育推進方策 (p3 88～110行め)	人権尊重の地域づくりにかかわって、地域の方や関係機関の力も大切ですが、特に放課後の子どもたちの居場所、例えば子ども食堂や地域のセンターでの取組、NPOに対する支援など、しんどい子どもたちの現状に寄り添った施策の充実が求められると思う。	1	③	教育的に不利な環境のもとにある子どもたちを支援する人々のネットワークが広がり、それぞれの地域で効果的な取組が進められるよう、他部局が行う子どもに関する施策について情報の収集に努め、連携・協働できる可能性を検討します。
IV 人権教育推進方策 (p3 89～92行め)	89行めから92行めの一文が長いので、短くした方がよい。	1	③	ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
IV 人権教育推進方策 (p3 90行め)	「学校が行う人権教育に係るさまざまな取組」に変更するのは、学校の実態に沿っており、とても良いと思う。	1	②	ご意見、ありがとうございます。
IV 人権教育推進方策 (p3 91行め)	「地域住民等と一緒に活動に当たることを通じ…」とあるが、活動ではなく、取組とした方がよい。	1	③	ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。

事 項 ※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応 区分	ご意見に対する考え方
IV 人権教育推進方策 (p3 98行め)	「関係者の拡大」とあるが、人数を増やしていくという意味か。もう少し具体的な表現にした方がよい。	1	④	学校が行う人権教育を肯定的に受容するような地域の基盤をつくるためには、取組に対する理解と協力をいただける保護者や地域住民の人的拡大が重要であることから追記しています。ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
IV 人権教育推進方策 (p3 98行め)	「～関係者の人権意識や実践力の向上および関係者の拡大…」とあるが、「および」を「また」に置き換えた方がよいのではないかと。	1	③	ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
IV 人権教育推進方策 (p4 110行め)	地域における人権教育推進の拠点として、隣保館を位置付けることに賛成する。	1	②	ご意見、ありがとうございます。
IV 人権教育推進方策 (p4 110行め)	「～教育集会所・公民館・隣保館等…」とあるが、学童保育も人権教育や進路保障において重要な役割をしている機関であるので追記してほしい。	1	④	学校と連携・協働し、人権教育を推進している学童保育についてのご意見、ありがとうございます。今後、市町における地域と連携した取組について情報収集に努めます。
V 教育関係者の取組 (p4 111～125行め)	人権を実現する責務の保持者の立場にある者は、人権研修(human rights training)を通じて、人権を学び、責務の保持者としての自覚を高める必要があるが、この表現だと、自分で自主的に学ぶように見えてしまうため、県として研修をきっちり保障する、という視点が必要ではないか。	1	④	社会に存在する人権問題を解決するためには、子どもの教育に関わる教育関係者一人ひとりが差別を解消するための責務を自覚し、積極的に人権教育を推進することが重要であることから、この項では、教育関係者が差別の解消に向けて組織的にも自主的にも常に研究と修養に努める必要があることを示しています。
V 教育関係者の取組 (p4 112行め)	「教育関係者は人権問題について認識を深め…」とあるが、「…人権問題についての認識を深め…」とした方がよい。	1	①	人権や人権問題について、より幅広く理解や認識を深めるという意図で「の」を入れずに表記しています。ご意見をいただいたことで、同様の記述をしている箇所での表記のブレがあることがわかりましたので、表記の整合性を図るため、人権教育の目的の2つ目の目標にある「人権についての～」の「の」を削除します。
V 教育関係者の取組 (p4 112、113行め)	「教育関係者は人権問題について認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育を推進します。」とあるが、「子どもが学習の主体であるという認識に立ち」という文言は「人権教育基本方針」に合わない。「教育の主体である」「人権教育の主体である」と修正すべきである。	1	④	子どもの権利を尊重し、学びの主体者であるという意味で「学習の主体」としています。

事項 <small>※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの</small>	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
V 教育関係者の取組 (p4 112、113行め)	子どもが学習の主体としているが、まずは教育関係者自身が自分と向き合う必要がある。そのため、「自らの差別意識に向き合い、人権教育に生かす」といった内容を記述すべきではないか。	1	②	教育関係者が自分自身の差別性や人権問題の認識を見つめ直すことの必要性や重要性については「基本的な考え方」の中で言及するとともに、「人権に関する自らの意識を見つめ直し、…」という箇所はその意図を込めて記述しています。
V 教育関係者の取組 (p4 114、115行め)	「さまざまな人権問題が現在の社会の中に厳存しているという事実認識に立ち…」としている部分で、改定理由の「それぞれの個別的な人権問題の存在を、個々の事実をもとに認識することが必要である」ということがよくわかった。	1	②	ご意見、ありがとうございます。
V 教育関係者の取組 (p4 116行め)	「差別によって基本的人権が侵害されているところに人権問題の本質がある…」とした方がよい。	1	③	ご意見をふまえ、教育関係者が本方針への理解を深め、方針に基づく取組を推進できるよう、わかりやすい説明に努めます。
V 教育関係者の取組 (p4 118行め)	「…自己に関わる課題として自覚していくことを通して達成される…」のところをもう少しわかりやすくした方がよい。	1	①	ご意見をふまえ、「人権問題は、一人ひとりが自己に関わる課題として自覚していくことをとおして解決していくものである」と修正します。
V 教育関係者の取組 (p4 118、119行め)	教育関係者一人ひとりが人権教育に対する認識を深め、そのうえで、差別解消に向けて実際に行動することが大切である。学ぶだけでは差別は解消しない。	1	③	教育関係者一人ひとりが人権問題を解決するための責務を自覚し、積極的に人権教育を推進するとともに、子どもたちに、人権を守るための実践行動を示せるよう、人権意識や指導力を高めるための研修に取り組みます。
V 教育関係者の取組 (p4 120行め)	現行方針の「日本の社会に存在する…」から「日本の」を削除する点を高く評価する。グローバル社会の現代において、世界のあらゆる差別事象・事件にも意識を持つことは大切である。また、外国にルーツのある子どもや県民が多い現状にも即していると思う。	1	②	ご意見、ありがとうございます。
V 教育関係者の取組 (p4 120、121行め)	「社会に存在するさまざまな意識、慣習や制度の中に差別を温存し助長しているものがある」という言葉があるが、その中でも「インターネット上の問題」が深刻である。匿名で個人情報をインターネットの掲示板に晒したり、特定の地域を撮影した、差別を助長する動画を投稿したりしている。仲間内でのグループラインで人権感覚が失われたやりとりが行われているということも聞く。情報化社会が加速する現状を考えると、文言の中に、インターネット上の悪質な誹謗中傷は許されないことを明記してほしい。	1	③	具体的な取組については、本方針の方向性に沿った推進内容等を示す資料で提示できるよう検討します。

事項 <small>※ページ等は、ホームページ掲載の中間案のもの</small>	改定案(中間案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
V 教育関係者の取組	人権教育の実施にあたって、学校や教育関係者の果たす役割は大きい。しかし、現在の学校現場は諸課題であふれており、常時「人材不足」に苦しんでいる。充実した人権教育の推進のためには、人権教育を進めるスタッフや教職員を学校現場に増やすことが必要である。	1	⑤	2021年に実施した「人権問題に関する教職員意識調査」では、人権教育を推進するために不足しているものとして、多くの教職員が「時間的な余裕」や「適切な人的配置」と回答しており、教職員の多忙化は改善すべき課題であると認識しています。教職員が子どもたちと向き合う時間を十分確保できるよう、有効な対策を検討していきます。
全般	全体的に「的」が多く、具体性に欠ける面があるように感じる。	1	③	具体的な取組については、本方針に基づく推進内容等を示す資料で提示できるよう検討します。
全般	人権教育は時代や世代にあった過ごしやすさに直結するため、施策の継続を望みます。	1	⑤	ご意見、ありがとうございます。
全般	より具体的にわかりやすくなった。被差別の立場に立って、誰一人取り残さない教育をしていかなければならない。自分自身も含めて、考えるだけでなく行動していくことが明記されて、よいと思う。	1	②	ご意見、ありがとうございます。
全般	この基本方針は、人権教育に関わる人たちへの方針であることから、教育関係者に「V」を採番するのであれば、「人権尊重の地域づくり」や「行政機関関係者」「市町県民」の取組も項を設定・採番し、明文化するべきである。	1	④	学校や地域における人権教育を推進していくためには、学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみの体制で取り組むとともに、県民一人ひとり、NPO、地域団体、市町、県などの多様な主体が協働して取り組んでいく必要があることから、「人権尊重の地域づくり」の項にそのことを記述しています。なお、「人権尊重の地域づくり」は「人権感覚あふれる学校づくり」と並べて「人権教育推進方策」として採番していることから新たな採番は行いません。